

審判実務者研究会報告書 2025

商標法 4 条 1 項 7 号に係る後発的無効理由

— 紹介及び評釈 —

2026 年 4 月

Claude Opus 4.6

1. はじめに

特許庁が公表した「審判実務者研究会報告書 2025」のうち、事例研究 1・テーマ 5（商標）は、**商標法 4 条 1 項 7 号（公序良俗違反）に係る後発的無効理由**について、審判実務者・実務家による本格的な検討を行った貴重な成果である。本稿では、同報告書の要約編及び本編の内容を精査し、知財実務に携わる専門家の視点から紹介と評釈を行う。

商標法 4 条 1 項 7 号は、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」について商標登録を排除する一般条項であり、いわゆる「伝家の宝刀」として位置づけられてきた。本報告書は、同号に該当する商標の 5 類型のうち、第 2 類型（使用が社会公共の利益等に反する場合）及び第 5 類型（出願の経緯が社会的相当性を欠く場合）に焦点を当て、とりわけ登録後に後発的にこれらの類型に該当するに至った場合（商標法 46 条 1 項 6 号）の取扱いについて、理論的・実務的に深い検討を加えたものである。

2. 報告書の構成と概要

2.1 検討の背景と目的

本報告書が本テーマを取り上げた背景には、以下の事情がある。

第一に、平成 8 年商標法改正において、商標法条約への加盟に伴い、更新登録時の実体審査及び更新登録無効審判の制度が廃止されたことの代替措置として、7 号が後発的無効理由（46 条 1 項 6 号）に追加された経緯がある。すなわち、後発的 7 号該当性の問題は、更新審査の代替的機能を担うものとして制度設計されたものである。

第二に、近年、「マーク・ゴンザレス」事件（知財高判令和6年8月8日）、「LEADER」事件（知財高判令和7年2月5日）、「ゆっくり茶番劇」事件（審決令和5年7月12日）等、後発的7号該当性が正面から争われた判例等が蓄積されはじめており、実務指針の体系化への要請が高まっていたことが挙げられる。

検討の目的は、今後の審査審判実務の参考とし、かつユーザー（出願人・権利者・請求人等）の予見可能性を高めることに置かれている。

2.2.4 条1項7号の5類型

報告書は、「Anne of Green Gables」事件（知財高判平成18年9月20日）及び商標審査基準に基づく5類型を前提として議論を展開している。

類型	内容
第1類型	商標の構成自体が非道徳的、卑わい、差別的、きょう激等である場合
第2類型	商標の構成自体は問題ないが、指定商品・役務について使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反する場合
第3類型	他の法律によって当該商標の使用等が禁止されている場合
第4類型	特定の国若しくはその国民を侮辱し、又は一般に国際信義に反する場合
第5類型	出願の経緯に社会的相当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ない場合

2.3 参考審判決の整理

報告書は9件の参考審判決を検討素材としている。特に重要なのは次の3つの判決である。

(1) 「CONMER」事件（知財高判平成20年6月26日）— 4条1項7号の私的領域への拡大解釈を戒め、「特段の事情のある例外的な場合」に限って適用を認めるべきとする基本的規範を定立した。本報告書における議論の出発点として位置づけられている。

(2) 「マーク・ゴンザレス」事件（知財高判令和6年8月8日）— 同一事件内で、出願時の不正目的が認められる商標A～Cについては7号該当性を肯定する一方、出願時に不正目

的のなかった商標 D～G については後発的紛争のみを理由とする 7 号該当性を否定し、出願時点と後発的事情の峻別という重要な判断枠組みを示した。

(3) 「ゆっくり茶番劇」事件（審決令和 5 年 7 月 12 日）— 動画ジャンル名として広く認識されていた語を商標登録し、年間使用料を徴収しようとしたことについて、不特定多数への無用な混乱を招くおそれがあるとして 7 号該当性を肯定した。第 2 類型における「社会公共の利益」の判断基準を示す近時の重要事例である。

3. 論点と検討結果の分析

3.1 論点 1：第 2 類型の後発的無効理由該当性

(1) 「CONMER」事件規範の大前提化

報告書において最も注目すべきは、第 2 類型の適用に関して「CONMER」事件判示を前提として慎重に行うべきとする意見が大勢を占めたことである。すなわち、7 号を私的領域にまで拡大解釈して商標登録を排除することは、予測可能性及び法的安定性を著しく損なうため、「特段の事情のある例外的な場合」に限定されるべきとする立場である。

この点は、実務家として極めて妥当な結論であると評価できる。一般条項の拡大解釈は、個別規定の存在意義を没却し、法的予測可能性を大きく損なうリスクがある。特に商標法が 4 条 1 項各号において不登録事由を個別的具体的に類型化していることに照らせば、7 号による「裏口的な」救済は、あくまでも他の各号では捕捉し得ない付加的な悪質性が認められる場合に限定されるべきである。

(2) 「特段の事情」の判断基準

報告書は、「特段の事情」の判断に際しての着眼点として、以下の 2 つの観点を示している。

観点 A：当事者間にとどまらず、需要者である第三者に対する広範な社会的影響があるか否か。

観点 B：紛争の個別的事情を捨象した一般的要素において、公益や社会の一般的道徳観念に反するところがあるか否か。

この 2 つの観点は、当事者間の個別紛争を超える「公益性」を、人的範囲の広がり（観点 A）と規範の一般性（観点 B）という異なる切り口から把握しようとするものであり、相互に併存し得るものとされている。

具体例としては、「漢検」事件（受験者数の多さが当事者間を超える社会的影響として評価

された例）、「ゆっくり茶番劇」事件（不特定多数の投稿者への影響）等が挙げられている。また、嫌がらせ目的での侵害警告・差止請求・金銭請求や、普通名称化した商標について突然不当な目的で権利主張を行う場合なども、7号該当性を肯定する余地があるとされた。

(3) 第2類型の「本来の趣旨」に関する見解

興味深い見解として、第2類型の本来の趣旨は使用態様が実質的に第1類型に該当する場合を指すものであるとする意見が示されている。例えば、「A」と「B」の各構成要素について別個に商標登録を受け、使用段階で結合して「A+B」として使用した場合に構成全体が差別的意味合いを有するケースや、本来は7号非該当の商標が違法薬物の隠語として使用され知名度を有するようになった場合などが挙げられている。

この見解は、第2類型を第3類型・第4類型の上位概念と位置づける回答Aの見解とも整合的であり、第2類型の射程を商標の「構成」に関連する事象に限定しようとする一つの理論的試みとして注目に値する。

3.2 論点2：第5類型の後発的無効理由該当性

(1) 後発的該当性の原則的否定

第5類型に関しては、更新登録や移転登録等の後発的な事情は「出願の経緯」ではない以上、第5類型への後発的該当は想定できないとする意見が多数を占めた。この結論は、報告書における最も明確な合意事項の一つであり、実務への影響も大きい。

その理論的根拠としては、第5類型が裁判例を通じて確立した規範であって、商標法4条1項7号の文理から直ちに導かれるものではないことから、「出願の経緯」を安易に拡大解釈すべきでないことが挙げられている。「マーク・ゴンザレス」事件において、出願時の経緯と後発的紛争を峻別した判断もこの考え方と整合的である。

(2) 第2類型との分離困難性

一方で、報告書は第2類型と第5類型の性質の共通性・分離困難性も指摘している。使用行為による悪意性があってはじめて出願の経緯の社会的相当性が問われることもあり、両類型

は「権利取得から行使に至る一連の行為についてその着目点を変えたもの」という指摘は示唆に富む。

この点は、理論的には明確に峻別すべきであるが、実務上は両類型を重疊的に主張・検討することが現実的であることを意味するものと解される。

(3) 権利濫用の抗弁との役割分担

回答Bにおける、後発的事情については訴訟における権利濫用の抗弁で対処すべきとする意見は、理論的に極めて重要な指摘である。権利濫用の抗弁は当事者間の相対効にとどまるのに対し、登録無効は一般的・対世的効力を有するという効果の差異を踏まえれば、如何なる相手方に対しても濫用的であると評価される程度の広がりを持っている場合にのみ、例外的に無効原因として扱い得るとする見解は、理論的に精緻かつ実務的にも有用な判断基準を提示するものである。

3.3 論点3：後発的公序良俗違反のその他の類型

社会通念の変化により、後発的に商標の構成文字・図形等が国際信義に反する、あるいは侮辱的な表現等となった場合には、後発的無効理由に該当する可能性が十分あり得るとの意見が多数を占めた。ただし、商標選択の自由・表現の自由との比較考量が重要になるとの指摘もなされている。

また、識別力喪失（普通名称化）に基づく後発的無効理由の導入を検討すべきとの立法論的提言や、指定商品・役務の記載が実体上6条違反であるが過誤登録されたものを7号で無効とする可能性の示唆など、今後の議論に値する論点が複数提起されている。

4. 評釈：実務上の示唆

4.1 本報告書の意義

本報告書の最大の意義は、商標法4条1項7号の後発的無効理由という、判例法の蓄積が乏しく理論的整理が進んでいなかった分野において、審判実務者と実務家が共同で体系的な検討を行い、一定の方向性を示したことにある。特に、以下の3点が重要である。

第一に、「CONMER」事件規範の再確認と共有。7号の適用は「特段の事情のある例外的な場合」に限定されるべきとする基本原則が、研究会参加者の中で幅広く共有されたことは、今後の実務の予測可能性向上に資する。

第二に、「特段の事情」の具体化。単なる当事者間の紛争を超える社会的影響の存在という判断基準が、具体例とともに提示されたことで、審査官・審判官・実務家にとっての判断の手がかりが増した。

第三に、第5類型の後発的該当性の原則的否定。更新登録・移転登録等の後発的事情は「出願の経緯」に含まれないとする多数意見が明確に示されたことは、実務上の指針として極めて有用である。

4.2 残された課題

(1) 悪意の商標出願 (bad-faith filing) への対応

報告書も指摘するように、本テーマは「悪意の商標出願」の問題とも密接に関連する。近年、日本においても大量出願者による妨害的出願や、他人の商標の抜け駆け出願が社会問題化しており、4条1項10号・15号・19号のみでは対応が困難な事案が増加している。7号をどの範囲まで補充的に活用し得るかは、引き続き重要な論点であり続ける。

なお、報告書の参考資料（事前回答）において、回答Aが指摘する「同一出願人の他の出願の存在や内容を加味した審査」の必要性は、大量出願対策の文脈で特に重要な提言である。

(2) デジタル時代における「社会公共の利益」の再定義

「ゆっくり茶番劇」事件に象徴されるように、インターネット上のプラットフォームやコミュニティで広く共用されている語句・名称が特定者に独占された場合の社会的影響は、従来の想定を超える規模に達し得る。デジタル時代における「社会公共の利益」の範囲と判断基準について、さらなる議論の深化が望まれる。

(3) 権利濫用の抗弁と無効審判の役割分担の明確化

後発的事情に基づく商標権の行使の不当性は、原則として訴訟における権利濫用の抗弁で対処すべきか、無効審判で対処すべきかという根本的な制度設計の問題が残されている。特に、権利濫用の抗弁の相対効と登録無効の対世効の差異を踏まえた体系的な整理が必要である。

(4) 立法論の必要性

報告書の議論では、現行法の解釈で対応できる範囲の限界が随所で意識されている。識別力喪失に基づく後発的無効理由の導入、6条違反の無効理由化、さらには悪意の商標出願に対する新たな規定の創設など、立法的手当の必要性についても検討が求められる段階にあるといえよう。

5. 実務家へのアドバイス

5.1 無効審判請求人（主張・立証を行う側）

後発的7号該当性を主張する場合には、単なる当事者間の紛争を超える「公益的要素」の存在を客観的証拠に基づいて立証することが不可欠である。具体的には、需要者・社会一般への影響の広がり（影響を受ける人数、社会的混乱の程度等）、権利行使の態様の悪質性（嫌がらせ目的、不当な金銭要求等）、紛争の個別的事情を捨象した場合の一般的道徳観念への反社会性などを具体的に主張・立証する必要がある。

また、第5類型の後発的該当性は原則否定されているため、後発的事情に基づく主張は第2類型を軸に構成するのが戦略的に妥当であろう。もっとも、訴訟における権利濫用の抗弁による対処も選択肢として常に検討すべきである。

5.2 商標権者（防御側）

商標権者としては、「CONMER」事件規範を積極的に援用し、紛争が私的領域にとどまるものであること、他の各号（10号・15号・19号等）による個別的判断に委ねるべきであることを主張することが有効である。特に、「マーク・ゴンザレス」事件における商標D～Gの判断（後発的紛争のみでは7号非該当）が直接の参考判例となる。

5.3 審査官・審判官

7号の適用に際しては、各号の個別規定との関係で「7号でなければ捕捉できない付加的な悪質性」が存在するかを慎重に検討すべきである。また、使用態様の個別事情に過度に引きずられることなく、登録商標の構成・性質と指定商品・役務の関係から類型的に公益侵害が認められるかという観点を重視すべきである。

6. おわりに

本報告書は、商標法4条1項7号の後発的無効理由という難解なテーマについて、審判実務者と実務家の知見を結集した意欲的な成果である。「CONMER」事件規範を基盤としつつ、具体的なケースの検討を通じて「特段の事情」の輪郭を少しずつ明確化しようとする姿勢は高く評価できる。

もともと、報告書自体が指摘するように、判例等の蓄積は未だ乏しく、一般的な定型化には至っていない。今後も個別案件の事例の積み重ねと、それに基づく理論的深化が不可欠である。加えて、悪意の商標出願問題への対応やデジタル時代における公益概念の再構成など、商標法の根幹に関わる議論との接続も重要な課題である。

知財実務に携わる者として、本報告書の検討結果を踏まえつつ、後発的7号該当性に関する判断基準の精緻化に向けた継続的な関心と議論が求められている。

以上